

会 議 録

様式第3号

会議名	平成16年度(第2回)川西市国民健康保険運営協議会		
事務局	市民生活部 保険年金課 (内線2621)		
開催日時	平成16年9月24日(金) 午後1時40分~午後3時55分		
開催場所	川西市役所 5階 502会議室		
出席者	委員	今中 利信 坂上 衛 藪内 玲子 磯部 良昌 釜本 普子 頭司 康二 水和 久 安藤 修 植田 康子 佐々木 忠利	
	その他		
	事務局	畑尾助役 鎌足部長 竹本室長 今北課長 溝畑課長 井谷課長補佐 作田主査 志波主任 稲治	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	1名
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	(1) 川西市国民健康保険税の課税状況等について (2) 平成16年度川西市国民健康保険事業特別会計決算見込み及び平成17~19年度川西市国民健康保険事業特別会計中期収支試算について (3) 平成17年度川西市国民健康保険税について < 所得割課税方式・税率 > (4) その他		
開催結果	(1) 川西市国民健康保険税の課税状況等について (2) 平成16年度川西市国民健康保険事業特別会計決算見込み及び平成17~19年度川西市国民健康保険事業特別会計中期収支試算について (3) 平成17年度川西市国民健康保険税について < 所得割課税方式・税率 > (1)(2)(3) 資料により事務局が説明 (4) その他 次回の会議開催日程について通知		

審 議 経 過 (1)

事務局	定刻を過ぎ、4名の欠席者がおられますが、川西市国民健康保険運営協議会規則第4条第1項に基づき、協議会は成立いたします。
会 長	それでは、ただ今より平成16年度第2回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 本日は、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 前回は、平成15年度の決算状況、及び国民健康保険を取り巻く状況、及び国民健康保険税所得割額の課税方式の概要等をご協議頂いたところでありますが、引き続き本年度の財政状況等の報告に加え、賦課方式についてより踏み込んだ内容の説明が当局よりされます。
助 役	それでは、開催にあたりまして、畑尾助役よりあいさつをお願いいたします。 皆様、こんにちは。助役の畑尾でございます。 本日は、時節柄何かとお忙しい中にもかかわらず、先週に引き続きまして平成16年度における第2回目の国民健康保険運営協議会を開催していただきまして誠に有り難うございます。 平素より、国保事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。 さて、本日は平成16年度国民健康保険事業特別会計の決算見込み、平成17年度から平成19年度国民健康保険事業特別会計の中期収支試算、平成17年度川西市国民健康保険税所得割課税方式、及び税率その他を議題といたしまして開催させていただきました。 まず、川西市国民健康保険税の課税状況並びに、国民健康保険事業に関する平成16年度の決算見込みのあらましでございますが、歳入歳出差引で1億9,495万円の赤字決算見込みとなっております。 次に、平成17年度から平成19年度国民健康保険事業特別会計中期収支試算についてでございますが、歳入歳出差引最終19年度累積で11億5,256万円の赤字試算となっております。詳細につきましては、後程事務局よりご説明させていただきますが、厳しい財政状況にあると言わざるを得ません。 次に、平成17年度国民健康保険税所得割課税方式、及び税率についてでございますが、平成17年度から平成19年度国民健康保険事業特別会計中期収支試算状況を踏まえて、医療給付費分及び介護納付金分に対する所得割課税方式の変更、及び税率について、後程事務局よりご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。 今後、来年度予算の編成時期を迎えるわけでございますが、より一層のご理解とご協力をお願い申しあげましてご挨拶にかえさせていただきます。 よろしくお願い申し上げます。
会 長	ありがとうございました。 なお、本日は北川委員、三木委員、吉田委員と三枝委員が欠席されております。 次に、本日の協議会議事録の署名委員の選出ですが、私から指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
各委員	「異議なし」の声あり

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過 (2)

会 長	<p>それでは、植田委員と佐々木委員を署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、協議事項に移ります。</p> <p>協議事項第1の「川西市国民健康保険税の課税状況等について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>事務局説明</p> <p>資料1頁の川西市国民健康保険税の状況等について説明させていただきます。</p> <p>まず、被保険者及び所得の状況です。平成12～15年度までは決算数値、16年度は一部推計及び当初課税の状況を記載しております。左欄の被保険者世帯数・被保険者数と一般被保険者数は、いずれも年度平均の数字で、景気の低迷や高齢化によりまして、増加の一途をたどっているところです。次の行には国保財政を左右する一般被保険者の旧ただし書き所得を、さらに次の行には現行制度の市民税所得割額の合計数字をそれぞれ掲げています。被保険者数の増加にもかかわらず、対前年減となっています。</p> <p>次に一人当たり額を旧ただし書き所得と市民税所得割額それぞれ対前年度伸び率、また対12年度伸び率で掲げています。対12年度伸び率でただし書き所得では16年度70.9%、対12年度伸び率で市民税所得割額では16年度67.4%であり、景気の低迷と両制度の違いが数字で表れるところです。</p> <p>右表の17年度～19年度の算定では、推計に当たって、世帯数、被保険者数は12年～15年の平均伸び率を適用し、調定額算定はこれの平均伸び率の2分の1を適用しています。これは全体調定額の2分の1を所得割が占めることから、被保険者数・世帯数は平均伸び率、所得割は先程説明の所得の落ち込みも考慮し、伸び率0としています。</p> <p>次に、法定軽減世帯数の推移（医療分 一般・退職合計）ですが12年度決算と15年度決算の比較をしています。軽減世帯合計の欄ですが、全世帯に占める構成割合で平成12年度は38.6%、平成15年度で41.3%と2.7%の増となっているところです。</p> <p>次に、国民健康保険加入者所得の種類区分（全体）ですが、12年と15年の3月末での比較で、「年金を含むその他所得」が平成12年度は9,533世帯で構成割合39.5%、平成15年度は11,306世帯で構成割合40.5%で1.0%の伸びで、「所得なし」が平成12年度は6,645世帯で構成割合27.5%、平成15年度は8,171世帯で構成割合29.3%で1.8%の伸びとなっており、景気の低迷、また高齢化がうかがえるところです。以上で簡単ですが川西市国民健康保険税の状況とさせていただきます。よろしくご協議賜りますようお願いいたします。</p>
会 長	<p>説明は終わりました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何かご質問・ご意見等はございますか。</p>
委 員	<p>資料1頁に世帯数が4千の増加で、軽減世帯数が2千とありますが、これは増加した世帯のうち半分が軽減世帯になっているということですか。特に退職者世帯ですか。</p>
事務局	<p>増加した世帯が直接、軽減世帯になっているのではなく、既に参加している一般世帯の所得が減少して軽減世帯となっています。</p>

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過 (3)

<p>委 員 事務局 委 員 事務局 会 長</p>	<p>資料1頁の「所得なし」という所得種類区分は、全く所得がないのですか。 遺族年金や貯蓄での生活者も含まれます。</p> <p>課税方式が旧ただし書き方式になったら、「所得なし」の視点は変わりますか。 変更はありません。</p> <p>続きまして協議事項第2の「平成16年度川西市国民健康保険事業特別会計決算見込み及び平成17～19年度川西市国民健康保険事業特別会計中期収支試算について」を議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より説明願います。</p> <p>事務局説明</p> <p>それでは、平成16年度川西市国民健康保険事業特別会計決算見込についてご説明させていただきます(2～5頁の歳入・歳出の順に款項目節の順に朗読)。歳入歳出差引額 194,950千円の赤字決算見込みであります。次に平成16年度介護納付金関係決算見込であります。先程ご説明の平成16年度決算見込の介護関係抜粋であります。歳入歳出差引額 83,977千円の見込みであります。</p> <p>中期収支試算についてご説明させていただきます。資料7頁の平成15年度～19年度一般被保険者に係る療養給付費・療養費・高額療養費に占める国保高齢割合等であります。今回、国保財政の将来試算にあたり、平成19年度までの中期試算といたしております。この表は支出の中で、国保財政の収支に直接多大の影響があり、一般被保険者の療養給付費・療養費・高額療養費について前回説明より、詳しく記載しています。まず、表の折れ線グラフの上の方です。平成15年度28,402人となっておりますが、これは老人保健対象者を除く一般被保険者の数であります。これに対し下の折れ線グラフの平成15年度642人というのは一般の28,402人に占める国保高齢者数で、全体の2.3%を占めています。これが19年度になりますと、37,303人に対し3,378人で、全体の9.1%の割合となります。次に棒グラフですが、背の高いものは、老健を除く一般被保険者の療養給付費・療養費・高額療養費の合計で、平成15年度被保険者数28,402人に相応している数字で43億2809万6千円で、背の低いものは、国保高齢分2億4089万2千円でその割合は5.57%を占めています。これが、平成19年度推計では、58億7627万8千円に対し、12億2778万9千円で20.89%を占める見込みとなっております。</p> <p>下段の表にはこれらの計数を記載しております。また、全体の給付は国保高齢者の給付費増も相まって、対前年度で高い伸びを示しているところです。</p> <p>次に8頁の平成16年度川西市国民健康保険事業特別会計決算見込及び平成17年度～19年度川西市国民健康保険事業特別会計中期収支試算についてご説明いたします。税制改正影響、国保高齢の給付費増の要素を見込む必要があるとの判断から、平成17年度～19年度の中期試算としています。また、右欄に算出基礎として算出に当たっての考え方を掲げております(8～9頁の15～19年度の歳入・歳出の順に款項目節ごと朗読)。収支差引残の試算額が平成17年度で492,652千円、平成18年度で813,906千円、平成19年度で1,152,560千円と赤字が増加傾</p>

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過 (4)

	<p>向にあります。次頁に移ります。</p> <p>10頁では、平成16年度川西市国民健康保険事業特別会計決算見込及び平成17年度～19年度川西市国民健康保険事業特別会計中期収支試算（介護分）です。</p> <p>介護納付金は、平成12年度から介護保険制度が実施され、医療給付費分に併せて納付いただく事となっております。課税対象の介護2号被保険者は年齢40～65歳未満であり、その経理は国保会計の中で一体処理が可能となっているものの、介護部分の収支を明らかにするため、別掲としているものです。内容については、先程説明の全体分より介護関連を抜き出しているものです。最下段、収支差引残の試算額が平成17年度で95,620千円、平成18年度で108,593千円、平成19年度で124,987千円の試算となっております。以上で、平成16年度決算見込み及び17年度～19年度川西市国民健康保険事業特別会計中期収支試算についての説明とさせていただきますので、ご協議よろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>説明は終わりました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何かご質問・ご意見等はございますか。</p>
委 員	<p>年々赤字が増えていますが、払う人の負担ばかりが重くなっていくのでしょうか。子供の給食費でも払えるのに払わない人がいるという例もありますが、今後どうしていくつもりでしょうか。</p>
事務局	<p>高齢化の進展、医療の充実で医療費が増えていきます。健康増進PRやレセプト点検等で努力をしているが、目に見えてすぐに効果が現れるものではありません。よってこのたびの改正を提案しているので、よろしくお願いたします。</p>
委 員	<p>試算では支出が毎年10億円ずつ増加していますが、収入もあって、差し引き年3億円の赤字が出るということですね。保険改定は見込んでの数字ですか。</p>
事務局	<p>いいえ。現行制度で見込んでいます。</p>
委 員	<p>老健拠出金が平成17年度にはいったん増えたりと変動がありますが、なぜですか。</p>
事務局	<p>概算で計算し、2年後に額が確定するしくみのため若干変動しますが、今後は老健対象者が減少するので、当然老健拠出金も減少します。</p>
会 長	<p>他に、質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、次に協議事項第3の「平成17年度川西市国民健康保険税について＜所得割課税方式・税率＞」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>事務局説明</p> <p>資料11頁の平成17年度川西市国民健康保険税について＜所得割課税方式・税率＞についてご説明いたします。前回は全体影響を中心にご説明いたしましたが、今回は個人の観点からの資料としております。まず、現行、市民税所得割方式による税率として、平成17年度の配偶者特別控除の廃止により、国保所得割課税世帯（全世帯の44％課税）の42％にあたる4,800世帯に影響が出て、一世帯当たりの影響額としては、医療58,900円、介護8,400円と推計しております。</p> <p>そして平成18年度の公的年金控除の見直し、老年者控除の廃止により、65歳以上</p>

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過 (5)

の国保被保険者23,000人の32%にあたる7,300人に影響が出て、一世帯当たりの影響額としては、年金控除見直しにより、医療35,700円(介護は影響なし)、そして老年者控除廃止により、医療85,600円(介護は影響なし)と推計しております。

配偶者特別控除、公的年金控除、老年者控除すべて該当の場合、影響が最大となり180,200円と推計しております。

また17~19年度を一単位とし累積赤字解消としてみたときの税率ですが、配偶者特別控除の廃止・公的年金控除の見直し・老年者控除の廃止による増収で、所得割税率は現行の700%から590%への16%減、均等割・平等割は増減無しとなりますが、増税は特定世帯にかかり、負担が現行に比べ偏ることとなります。さらに地方税法改正影響を旧ただし書き方式(税率医療6.71%)で推計した場合、18年度の公的年金控除の見直しにより、65歳以上の国保被保険者23,000人の32%にあたる7,300人に影響が出て、一世帯当たりの影響額としては年金控除見直しにより、医療13,400円(介護は影響なし)と推計しております。

続きまして12頁をご覧ください。平成15~19年度国民健康保険事業特別会計予算収支差引表について説明いたします。これは先程来よりご説明の中期収支の医療分・介護分・全体分の計数を一覧にまとめたものであります。医療分の累積で17年度 278,434千円、18年度 491,095千円、19年度 704,762千円、介護分の累積で17年度 214,218千円、18年度 322,811千円、19年度 447,798千円、全体分で17年度 492,652千円、18年度 813,906千円、19年度 1,152,560千円の見込みであります。

次に、平成17・18年地方税法改正・予算収支影響額<推計>です。これは税制改正の国保財政への影響分を試算したものであります。国保財政への直接の影響は、医療分は一般被保険者、介護分では、一般及び退職が該当するところです。現行の市民税所得割方式では、収納額累計では17年度138,529千円、18年度843,907千円、19年度で1,549,285千円となり、上記予算収支との比較で赤字解消とはなりますが、課税のゆがみ等問題が生じるところです。そして改定案の旧ただし書き方式による収納額累計では、18年度70,285千円、19年度で140,570千円の改善となります。

次に、13頁の川西市国民健康保険税率試算表(旧ただし書き方式)についてご説明いたします。今までのご説明で現行の川西市の所得割課税方式は、今後において問題があり、課税方式変更に一定の理解がいただけるものとして、旧ただし書き方式について説明を進ませていただきます。ケースAは19年度までの赤字1,152,560千円を3年間で解消であります。1,152,560千円÷3年=384,187千円を単年解消必要額として試算し、これに税制改正影響として年金控除影響が18・19年にありますが、これを組み込み試算しています。課税限度額は医療分53万円、介護分8万円です。全体引上率が12.84%です。ケースBは15年度赤字132,379千円の2分の1である66,190千円と16年度から19年度までの赤字1,020,18

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過 (6)

1千円の計1,086,371千円を3年間で解消であります。17・18年の年金控除の税制改正を考慮し、課税限度額は医療分53万円、介護分8万円、全体引き上げ率12.10%で、丙では1億円を医療分が負担するとして調定額は医療分3,304,373千円、介護分312,541千円、計3,616,914千円で医療分は11.61%の引き上げ率で所得割8.25%、均等割25,000円、平等割28,000円で介護分は引き上げ率17.66%で所得割1.64%、均等割7,300円、平等割4,200円であります。表ではパターンを6通り掲げましたが、ご協議いただき、方向をお示しいただければと思っております。

次に、14頁の賦課限度額についてご説明いたします。国民健康保険税の賦課限度額について、税は本来、保険料としての性格を有することから、所得に応じて負担する応能割額を受益の要素により一定限度を設け修正を加えたものであり、医療給付費分の法定限度額は平成9年度から53万円となっています。賦課限度額を低く抑えることは、結果として高額所得層が所得に応じて負担すべき額を中間所得層に転嫁することとなり、中間所得層の負担緩和の観点からは、賦課限度額を法定限度額である53万円まで引き上げることが法の趣旨にかなうこととなります。

参考として近隣都市の状況を記載しています。近隣では西宮・三田・川西を除いて限度額53万円の状況です。また最下欄に現行方式と所得割課税方式変更による相違を記載しています。限度超過世帯割合は、現行52万円で1,802世帯で全世帯比6.3%、改定案52万円で1,019世帯で全世帯比3.5%、改定案53万円で986世帯で全体比3.4%の試算となっています。

15頁の国民健康保険税所得割課税・増減均衡・課税限度額変換表であります(市民税所得割方式:税率700% 旧ただし書き方式:税率8.25% 課税限度額53万円)。試算表では6ケースありますが、給与所得者2人世帯(主45歳・妻40歳)のケースについて説明いたします。市民税所得割方式では所得113万円が、旧ただし書き方式では所得34万円に下がり、増減均衡点は所得121万円で、限度額到達金額は市民税所得割方式では所得318万円で、旧ただし書き方式では所得581万円となります。

所得割課税方式変更の影響額ですが、減額部分では課税方式変更に伴う影響額は、324,502,300円、影響世帯数5,055世帯で、増額部分では影響額は808,658,600円、影響世帯数12,993世帯となります。

16頁です。それでは平成17年度国民健康保険税税率改定案<Bの丙>案で、現行と改定案についてご説明いたします。財務収支では医療一般分が直接影響いたしますので、一般分により説明いたします。表の左側に現行(医療:所得割700%、均等割25,000円、平等割28,000円、賦課限度額52万円 介護:所得割100%、均等割6,000円、平等割3,500円、賦課限度額8万円)を、右側に改定案(医療:所得割8.25%、均等割25,000円、平等割28,000円、賦課限度額53万円 介護:所得割1.64%、均等割7,300円、平等割4,200円、賦課限度額8万円)を記載しております。

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過(7)

賦課税額合計で、現行医療分2,950,342,000円、介護分178,117,000円、改定医療分3,304,373,000円、介護分209,402,000円、現行との差が医療分354,031,000円、介護分31,285,000円、合計385,316,000円となります。また、合計税額対比医療分12.00%、介護分17.56%、合計12.32%の増となります。

17頁ですが、平成17年度国民健康保険税税率改定案< Bの丙 >であります。全体分ですが、税率については、一般分と同じであります。

賦課税額合計で、現行医療分4,123,816,000円、介護分264,212,000円、改定医療分4,639,057,000円、介護分312,541,000円、現行との差が、医療分515,241,000円、介護分48,329,000円、合計563,570,000円となります。また、合計税額対比医療分12.49%、介護分18.29%、合計12.84%の増となります。

18頁の平成17年度国民健康保険税税率改定案< Bの丙 >であります。退職分ですが、税率については一般分と同じであります。賦課税額合計で、現行医療分1,173,474,000円、介護分86,095,000円、改定医療分1,334,684,000円、介護分103,139,000円、現行との差が、医療分161,210,000円、介護分17,044,000円、合計178,254,000円となります。また、合計税額対比医療分13.74%、介護分19.80%、合計14.15%の増となります。

19頁の川西市国民健康保険税、地方税改正影響額並びに所得割課税方式変更試算比較についてご説明いたします。19頁は給与収入者について、20頁は年金収入者について現行税率700%と旧ただし書き所得8.25%とで、それぞれ税制改正後の保険税が収入に占める割合を比較したものであります。

1人世帯で給与収入450万円の場合、収入にしめる国保税の割合は現行の市民税所得割方式の場合11.56%、市民税所得割方式の税制改正後の場合、同じく11.56%、旧ただし書き方式の税制改正後の場合、6.18%となります。

2人世帯で給与収入450万円の場合、収入にしめる国保税の割合は現行の市民税所得割方式の場合8.69%、市民税所得割方式の税制改正後の場合、10.55%、旧ただし書き方式の税制改正後の場合、6.74%となります。

20頁に移ります。年金収入にかかる負担割合の変化比較表であります。

2人(妻の年金収入79万円)世帯で年金(65歳未満で内1人は基礎年金満額収入、配偶者特別控除該当収入)収入250万円の場合、収入にしめる国保税の割合は現行の市民税所得割方式の場合4.18%、市民税所得割方式の税制改正後の場合、5.97%、旧ただし書き方式の税制改正後の場合、5.30%となります。

1人世帯で年金(65歳以上で内1人は基礎年金満額収入、配偶者特別控除該当収入)収入350万円の場合、収入にしめる国保税の割合は現行の市民税所得割方式の場合5.69%、市民税所得割方式の税制改正後の場合、10.05%、旧ただし書き方式の税制改正後の場合、6.04%となります。

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過 (8)

	<p>2人(妻の年金収入79万円)世帯で年金(65歳以上で内1人は基礎年金満額収入、配偶者特別控除該当収入)収入350万円の場合、収入にしめる国保税の割合は現行の市民税所得割方式の場合2.47%、市民税所得割方式の税制改正後の場合、7.40%、旧ただし書き方式の税制改正後の場合、5.51%となります。</p> <p>次に、21頁国民健康保険税所得段階別負担額調べ<給与>です。現行制度と旧ただし書きBの丙のケースで示させていただいています。</p> <p>2人世帯(世帯主50歳、妻50歳 2人共2号被保険者)の給与収入450万円の場合であります。現行に対する改定後の負担額の対比は医療分 36.15%、介護分12.05%、合計 32.97%となります。</p> <p>次の22頁は国民健康保険税所得段階別負担額調べ<年金>です。現行制度と旧ただし書きBの丙のケースで示させていただいています。65歳以上のケースを上2段で示させていただいておりますが、平成18年度から年金控除が見直しされることとなります。これにより課税額が上昇し負担率も変わることとなります。よって18年度からは下2段の64歳以下のケースとほぼ同じになります。今回、現行で17年度の説明をいたします。</p> <p>2人世帯(世帯主、妻ともに65歳以上)の年金収入250万円の場合であります。現行に対する改定後の負担額の対比は医療分126.76%、介護分0%、合計126.76%となります。</p> <p>最下欄(4)の2人世帯(世帯主、妻ともに64歳以下)の年金収入250万円の場合であります。現行に対する改定後の負担額の対比は医療分57.35%、介護分87.62%、合計62.01%となります。</p> <p>以上をもって、平成17年度川西市国民健康保険税<所得割課税方式及び税率>についての説明とさせていただきます。ご協議よろしく願います。</p>
会 長	説明は終わりました。
委 員	ただ今の説明につきまして、何かご質問・ご意見等はございますか。
事務局	第一回目の協議会資料や今回の資料から見ても減額・増額世帯ともあるのが事実ですね。
事務局	減額世帯18%、増額世帯40%と想定しております。
委 員	介護分の赤字幅が大きいので、資料13頁では6つのケースを示しています。単純に考えれば、ケースAの甲となるが、介護分の負担割合を減らすため、甲から丙のパターンを示しました。ケースBについては見込み値は流動的であり、保険者側の努力も考慮し示しました。
事務局	法定限度額は今後も上がっていくのですか。
事務局	課税限度額超過世帯が減少するように国に要望しております。
事務局	資料11頁から説明をずっとさせていただきましたが、大きな地方税制改正の中で国保の課税方式を現行制度のまま続けると負担が大きすぎます。そこで、課税方式を変更したらどうだろうかとその是非を判断をしていただきたいのです。また、変更した場合にはどのようなケースが良いのか、審議のほどよろしく願います。

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過 (9)

	<p>課税方式を変更するとしたら12月市議会に提出し、市民へのPR等も考えているためよろしくお願いいたします。</p>
委 員	<p>課税方式は変更すべきと考えます。税のしくみは複雑すぎて、特に年金所得層への税制改正の影響は大きいです。過去からも税制改正ごとに国保の税率改正をしてきたのではありませんか。</p>
事務局	<p>平成10～11年に特別減税があり、その時にかなり国保税への影響がありました。そのような点も踏まえ、国保税の計算も単純で、多くの市町が採用している「旧ただし書き」方式へ変更していきたい。</p>
委 員	<p>ほとんどの市が「旧ただし書き」方式なのではありませんか。</p>
事務局	<p>宝塚市・神戸市など別の方式を採用しているところもありますが、川西市としては「旧ただし書き」方式が最適と考えています。</p>
委 員	<p>近隣市町では税と料のどちらが多いですか。</p>
事務局	<p>税は議会・審議会で審議し、条例で税率を決定します。徴収権が5年です。それに対し、料は議会では賦課の割合等大きなところだけを決定します。あとは告示で定めます。徴収権は2年です。</p>
	<p>税という表現のほうが徴収がしやすい面がありますが、大差はありません。</p>
	<p>今回の審議では税を料に変更するということは視野にいれておりませんが。</p>
委 員	<p>それは承知で話をさせていただきますが、社会風潮からすると節税意識が強すぎるというか、まともに納税している人の方が損をしているような感じがします。納税しやすいのは税なのか料なのか検討は必要ではないでしょうか。</p>
事務局	<p>国民健康保険法では料という形をとるよう謳っています。ただし、今までの経過の中で税の方が徴収がしやすいという面もあり、税を採用しています。</p> <p>しかし、平成20年に医療制度改革があり、保険者統廃合の問題が出てくるので、その時には委員のご指摘のように税にするのか、料にするのかの問題も論議されると思われます。</p>
会 長	<p>他に、質問等ございませんか。</p>
	<p>ないようですので、次に協議事項第4の「その他」に移ります。</p>
	<p>皆さま、何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>次回の開催通知を配布させていただいておりますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>これもちまして本日の協議会を終了させていただきます。お忙しいところどうもありがとうございました。</p>
	<p>以 上</p>
	<p>資料については、市政情報コーナーに備え付けています。</p>

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。